

【江坂公園複合施設 設備等点検一覧表】

No.	項 目	点 検		期間など (回数／年)	点検者 (資格)	関係法令
		法定	自主			
1	防火対象物の点検 防火管理者の選任 訓練の実施 避難経路の状況 消防用設備の設置 状況等	○		1 年以内ごと	防火対象物点検 資格者	消防法 第 8 条
2	非常用照明器具の 点検	○		1 年以内ごと (検査証の交付を 受けた日以後、 最初の点検は 2 年以内)	一級建築士 若しくは二級建築士、 建築設備検査資格者	建築基準法 第 12 条
3	非常用照明器具の 点検		●	保安規定を定め、 自主定期点検	電気主任技術者、 電気工作物検査官等	電気事業法
4	消火器具、消火用水、 誘導灯の点検	○		6 か月に 1 回	消防設備士又は 消防設備点検資格者	消防法 第 17 条
5	パッケージ型消火設備、 自動火災報知設備、 非常警報器具及び設備、 非常電源専用受電設備 の点検	○		機器点検 6 か月に 1 回 総合点検 (配線を含む) 1 年に 1 回	消防設備士又は 消防設備点検資格者	消防法 第 17 条
6	防火扉、 防火シャッターの 点検	○		1 年以内ごと (検査証の交付を 受けた日以後、 最初の点検は 2 年以内)	一級建築士 若しくは二級建築士、 建築設備検査資格者	建築基準法 第 12 条
7	自家用電気工作物の 点検 (キュービクル、 太陽光パネル) ※新設する場合		●	保安規定を定め、 自主定期点検	電気主任技術者、 電気工作物検査官等	電気事業法
8	換気設備の点検	○		1 年以内ごと (検査証の交付を 受けた日以後、 最初の点検は 2 年以内)	一級建築士 若しくは二級建築士、 建築設備検査資格者	建築基準法 第 12 条
9	排煙設備の点検	○		1 年以内ごと (検査証の交付を 受けた日以後、 最初の点検は 2 年以内)	一級建築士 若しくは二級建築士、 建築設備検査資格者	建築基準法 第 12 条

No.	項 目	点検		期間など (回数／年)	点検者 (資格)	関係法令
		法定	自主			
10	給排水設備の点検	○		1 年以内ごと (検査証の交付を 受けた日以後、 最初の点検は 2 年以内)	一級建築士 若しくは二級建築士、 建築設備検査資格者	建築基準法 第 12 条
11	空調機器の点検 (す べての第一種特定製品) 及びフィルター清掃	○		3 か月に 1 回、 簡易定期点検	管理者自身	改正フロン法 (フロン排 出抑制法)
12	空調機器の点検 (圧縮機に用いられる 電動機又は内燃機関 の定格出力が 7.5kW 以上の第一種特定製 品)	○		7.5～50kW 未 満 の 空調機器は 3 年に 1 回以上	冷媒フロン類取扱 技術者	改正フロン法 (フロン排 出抑制法)
13	昇降機保守点検 ※新設する場合	○		年 4 回 (3 か月 に 1 回)、うち 1 回は法定点検	メーカー会社等の 技術者	建築基準法
14	自動扉保守点検		●	定期点検 中間点検等 1 年に 4 回	メーカー会社等	
15	電話設備保守点検		●			
16	監視カメラ等警備 設備保守点検		●			
17	労働者が常時就業す る場所の照明設備の 点検 (照度の測定)		●	6 か月以内ごとに 1 回		労働安全 衛生法
18	室の建築、大規模修 繕又は大規模模様替 えを行った室のホル ムアルデヒドの量		●	当 該 室 の 使 用 を 開 始 し た 日 以 降 最 初 に 到 来 す る 6 ～ 9 月 ま で の 期 間 に 1 回		労働安全 衛生法
19	建築物定期点検	○		3 年以内ごと、 簡易点検は年 1 回	一級建築士 若しくは二級建築士、 建築設備検査資格者	建築基準法 第 12 条
20	排水ポンプ保守点検		●	電気系統点検 年 10 回 ポンプ点検 年 2 回	メーカー会社等の技 術者	